

平成21年度 税制改正要望項目

平成20年8月
金融庁



平成21年度税制改正要望に関する基本的考え方

我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて、

- ① 「貯蓄から投資へ」の流れの促進
- ② 内外投資活動の推進のための環境整備
のために必要な税制上の措置を要望

主な具体的要望項目

1. 「貯蓄から投資へ」の流れの促進

「日本版ISA」(小口の継続的長期投資非課税制度)の創設

(小口投資家層に投資のインセンティブを付与し投資家の裾野を拡大)

高齢者投資非課税制度の導入

(高齢者の安心のための「第二の年金」の税制優遇措置)

証券税制の特例措置における投資家利便への配慮 (投資家利便の観点から特例措置の簡素化等)

確定拠出年金(401k)制度の充実

(「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の促進)

金融商品間の損益通算の範囲拡大

(リスク資産に投資しやすい環境の整備)

2. 内外投資活動の推進のための環境整備

組合理投資ファンド課税(1号PE)の見直し (我が国資産運用業の発展を通じた市場競争力の強化)

3. その他

生命保険料控除制度等の見直し

(保険契約者の自助努力の支援)

1. 「貯蓄から投資へ」の流れの促進

現状

我が国の個人金融資産は、1,500兆円(GDPの2.9倍)に及ぶ高水準のものであり、我が国市場の強みしかし、

金融資産の内訳

現預金の割合が極めて高く(52.0%)、
株式・投資信託の割合は依然として低い(9.3%)
適切な投資機会を提供し、その果実を国民が享受できるようにする必要

金融資産の保有者

高齢者による保有が全体の約6割(株式・投資信託は約7割)
近年、利子所得が減少する一方で、家計の配当所得が増加
「第二の年金」としての重要性が高まっている

若年層による株式・投資信託の保有は少額で、
金融資産残高に占める割合も低い
小口の継続的長期投資を通じた資産形成が重要

株式・投資信託等の投資家は、約7割が年収500万円未満の者
(特に、近年、投資を増やしているのも同じ階層)

⇒ 「金持ち優遇」との
批判は当たらない

課題

「貯蓄から投資へ」の流れを促進していくためには、

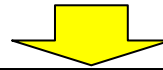
- 小口の継続的長期投資
 - 高齢者の投資
- に対する優遇措置が重要

要望の2つの柱

⇒ 「日本版ISA」(小口の継続的長期投資非課税制度)の創設
高齢者投資非課税制度の導入

「日本版ISA」(小口の継続的長期投資非課税制度)の創設

我が国の金融資産における現預金の比率が高い中、広く国民に株式や株式投資信託への投資に係るインセンティブを付与し、投資家の裾野を広げて「貯蓄から投資へ」の流れを一層促進し、国民が広く参加し、信頼される株式市場を構築



【要望事項】

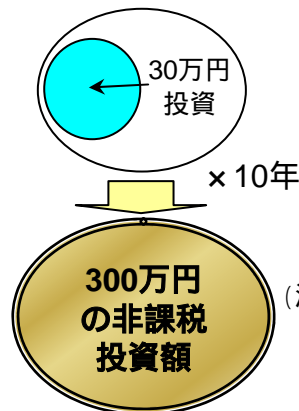
小口投資家向けに、毎年一定額まで(例えば100万円)の上場株式等への投資に対する配当を非課税とする

長期安定保有を促す観点から、当面10年間の時限措置(毎年の投資限度額を100万円とした場合、1,000万円(100万円×10年間)までの累積投資が可能)

(参考)英国:毎年7200ポンド(約154万円)までの投資への配当・譲渡益等を非課税とする個人貯蓄口座(ISA)制度を1999年に導入。(ISA: Individual Savings Accounts)

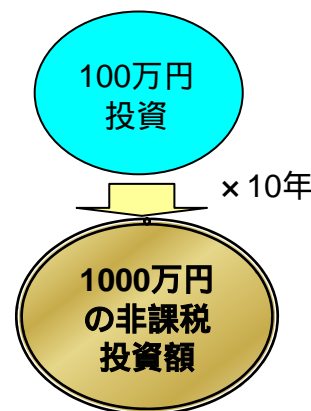
毎年の投資上限額を仮に100万円としたケース

毎年100万円以下
(例.30万円)だけ投資

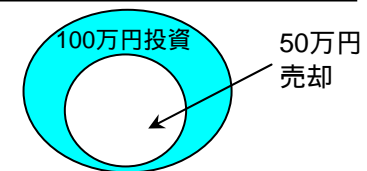


(注)年間の投資限度額の未使用枠は翌年以降に繰越不可。

毎年100万円の
上限まで投資



【売却の取扱い】
ある年に100万円の上限まで投資し、その後同年中に50万円を売却



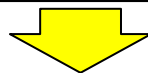
(注)投資後の売却は自由。売却時までの配当は非課税。ただし、売却部分の再投資は非課税の対象とならない。

◆ 高齢者投資非課税制度の導入

高齢者が、その自助努力により、安心して長寿生活が送れるよう、「第二の年金」としての性格を有する高齢者の金融資産からの収入について、税制上の優遇措置を行う

【現状】

我が国では、金融資産の多くが高齢者によって保有。また、高齢者の方が若年層に比べて株式等の保有残高が大きく、「第二の年金」としての配当等の重要性が高い。



【要望事項】

高齢者が受け取る上場株式等の100万円以下の配当及び500万円以下の譲渡益について、非課税とする(少なくとも21年及び22年の2年間)

(配当)

100万円

高齢者以外

10%

20%

高齢者

非課税

20%

(譲渡益)

500万円

高齢者以外

10%

20%

高齢者

非課税

20%

(参考:現行制度(21年、22年の特例措置))

(配当)

100万円

全ての
投資家

10%

20%

(譲渡益)

500万円

全ての
投資家

10%

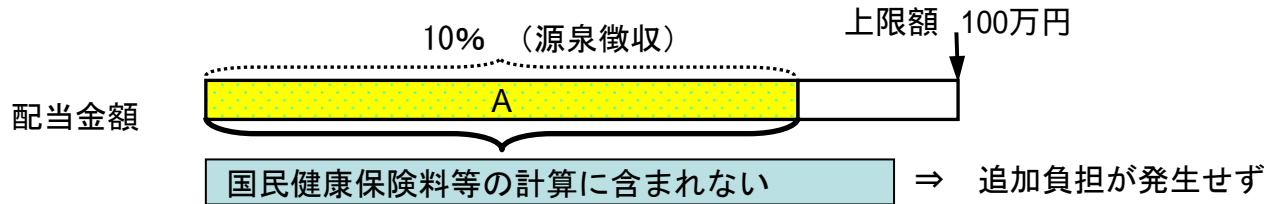
20%

証券税制の特例措置における投資家利便への配慮

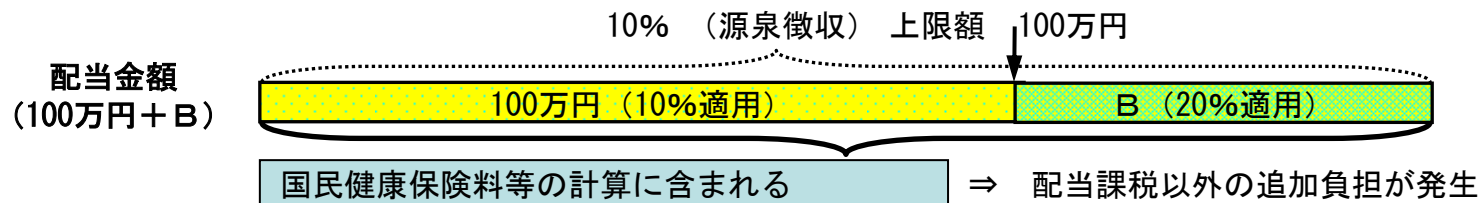
【要望事項】
21年・22年の2年間適用される特例措置について、投資家利便の観点から、簡素化等の措置を講じる

(特例措置の例：配当のケース)

- 配当が100万円の上限額以内の場合 ⇒ 確定申告が不要

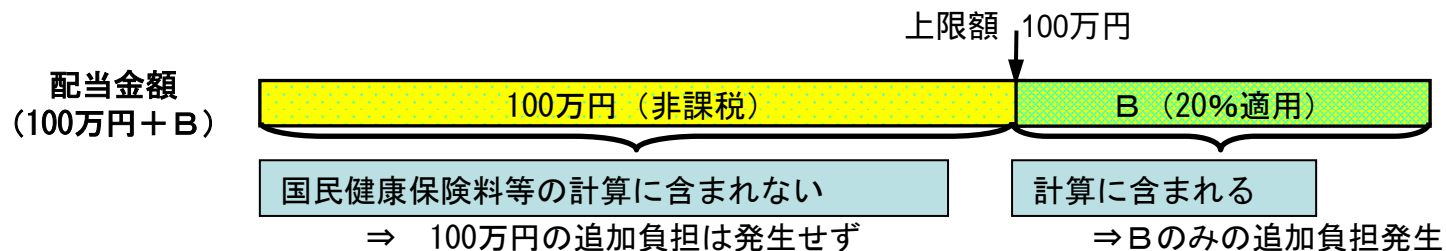


- 配当が100万円を超過した場合 ⇒ 確定申告が必要

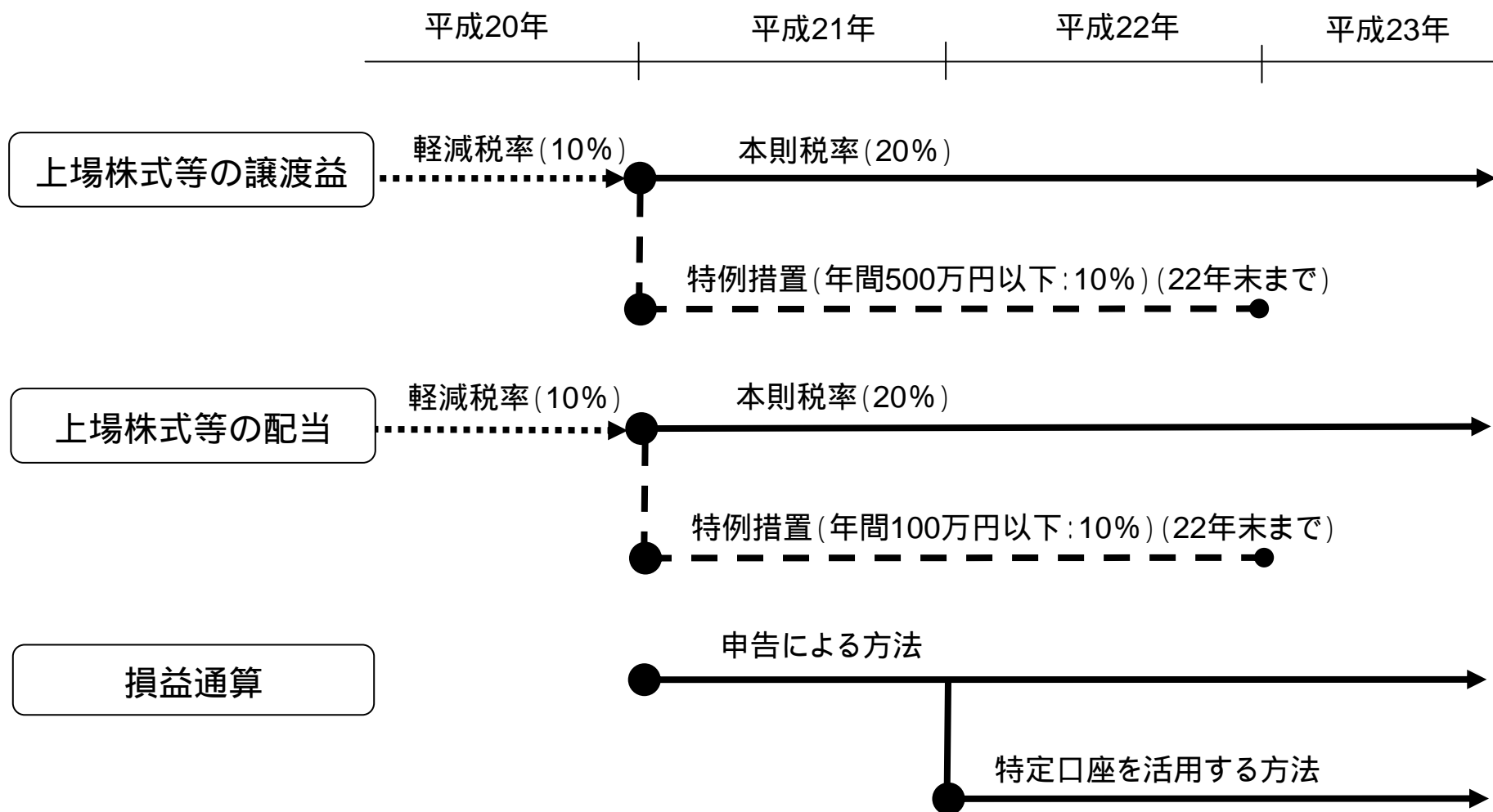


➡ 現下の経済金融情勢の下で、特例措置の実施を前にして、「投資家には確定申告不要が簡便であり確定申告が投資家利便に欠ける」、「確定申告に伴い配当課税以外の追加負担が生ずることを避けるため、配当が100万円以下にとどまるよう投資家が投資を抑制する恐れあり」との指摘。

(注)前掲の「高齢者投資非課税制度」が認められ、確定申告を行った場合 ⇒ 配当課税の軽減に加え、国民健康保険料等の追加負担が軽減

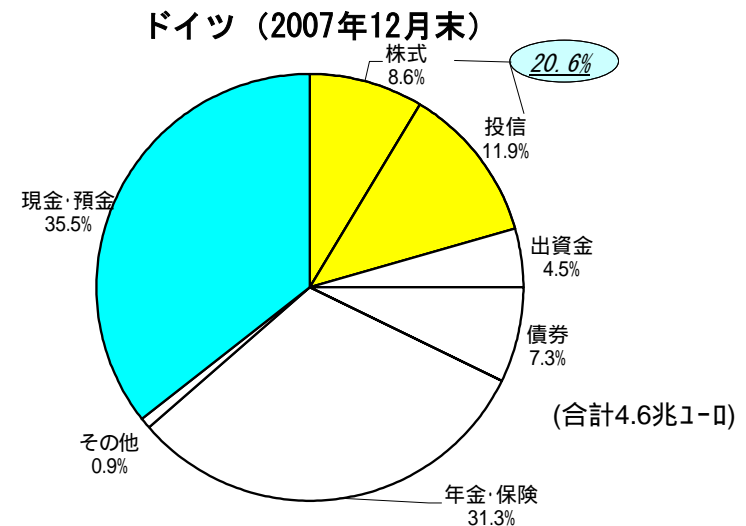
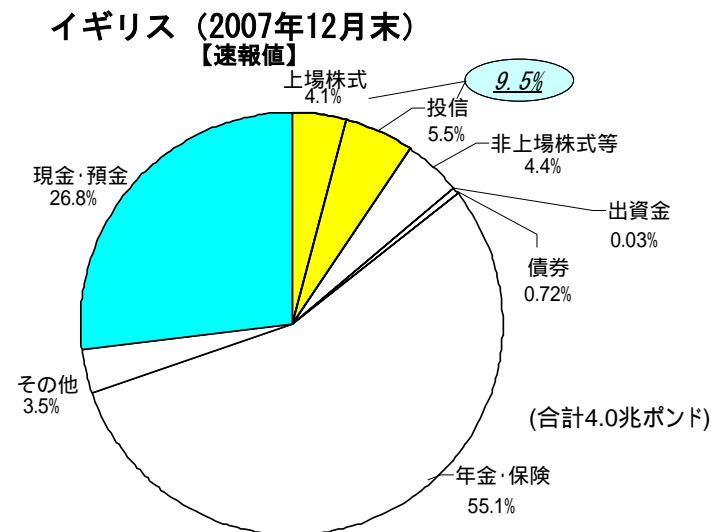
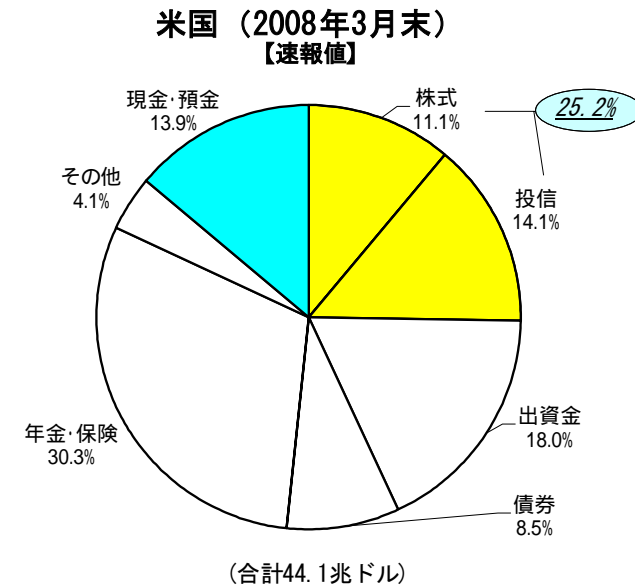
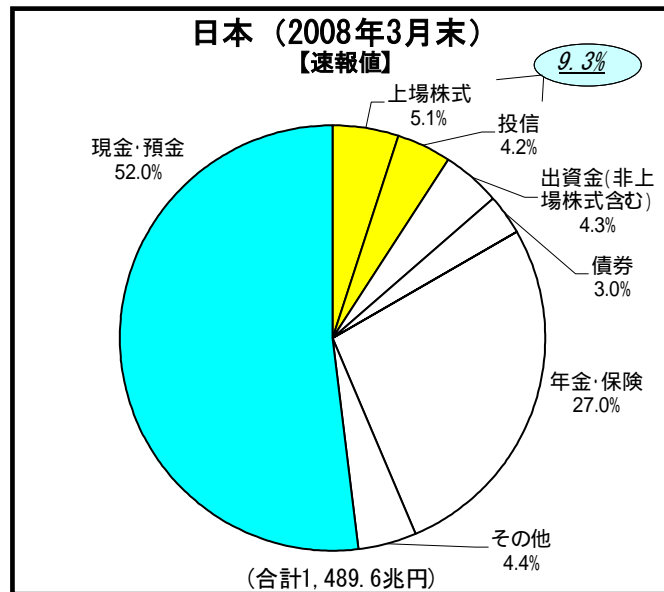


(参考1) 証券税制(20年度税制改正後)



(参考2) 家計等の金融資産の構成比(日、米、英、独)

我が国個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比は、先進諸外国と比して依然として低い



(注1) 日本は「家計」をベースとした値。アメリカ、ドイツは「家計」+「民間非営利団体」をベースとした数値である。

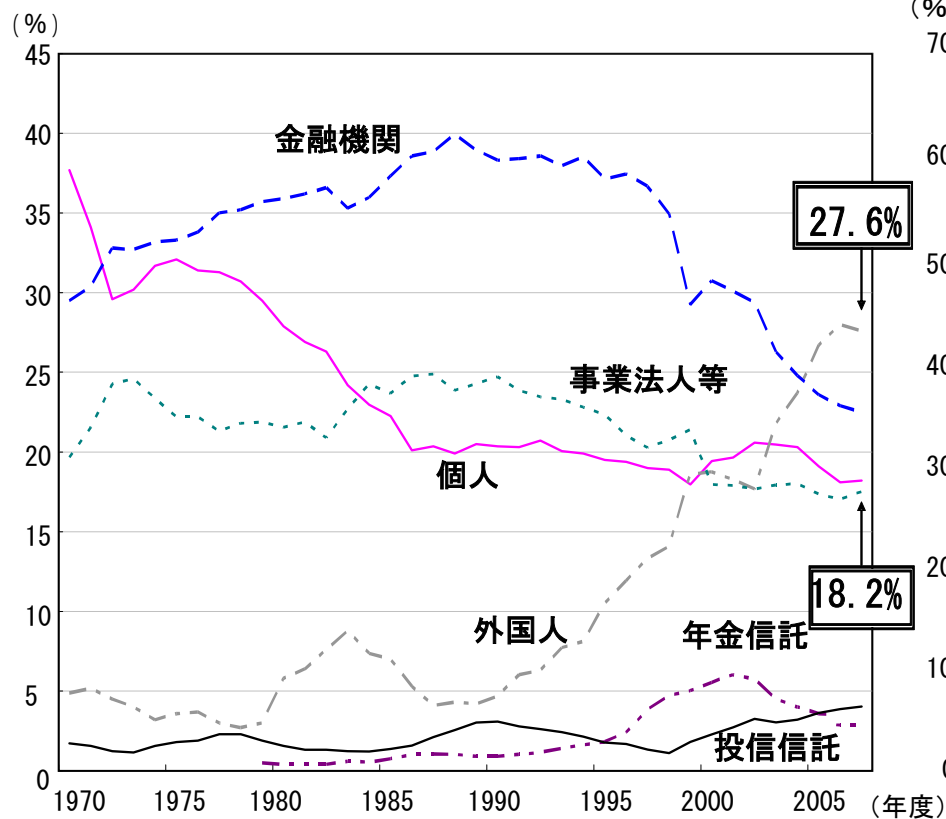
(注2) 特にイギリスにおいて保有割合が高い「年金・保険」は、企業年金や年金型の生命保険といった私的年金であり、その一定割合は株式等へ投資されている。

(出典) 日本:日本銀行「資金循環統計」、アメリカ:Federal Reserve Board Flow of Funds Accounts、イギリス:Office for National Statistics "Financial Balance sheet"

ドイツ:Deutsche Bundesbank "Monthly Report May 2008"

(参考3) 我が国の投資主体別株式保有比率の推移(金額ベース)

金融機関、事業法人の株式保有比率が低下する中、外国人の保有比率が上昇

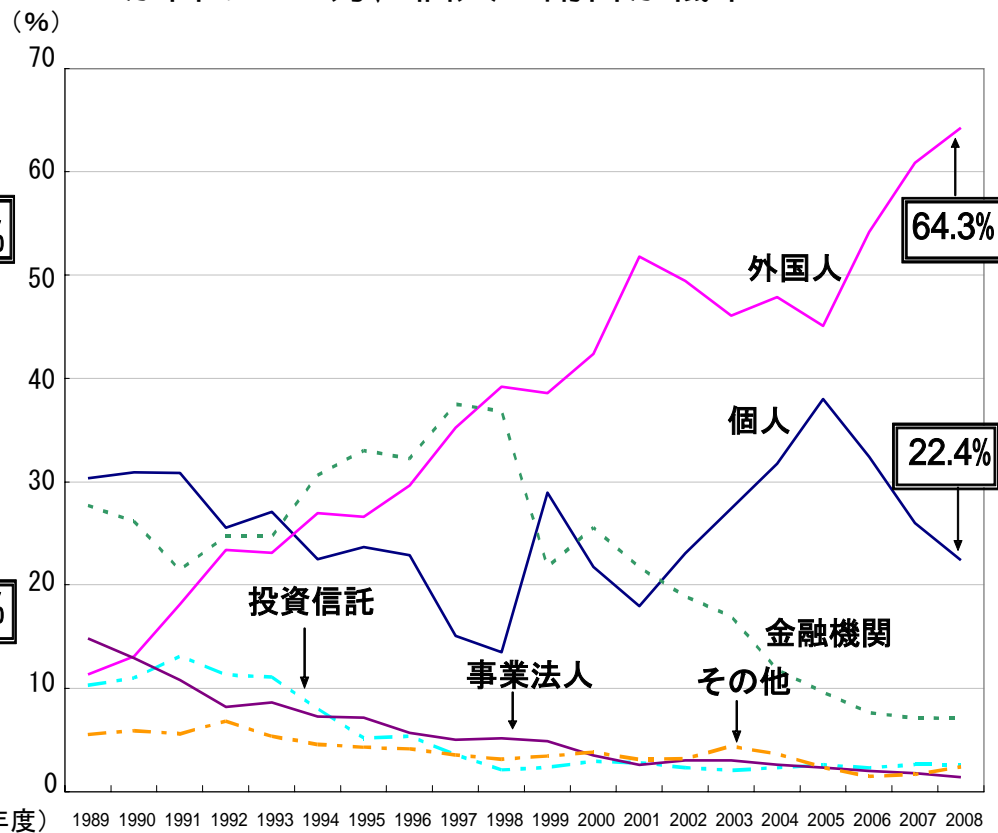


(注) 金融機関は、投資信託、年金信託を除く。ただし、1978以前については、年金信託を含む。

(出所) 東京証券取引所「平成19年度株式分布状況調査」

(参考4) 我が国の投資主体別株式売買比率の推移(委託売買代金)

株式売買比率(委託売買代金)の6割を外国人が占める一方、個人の割合が低下

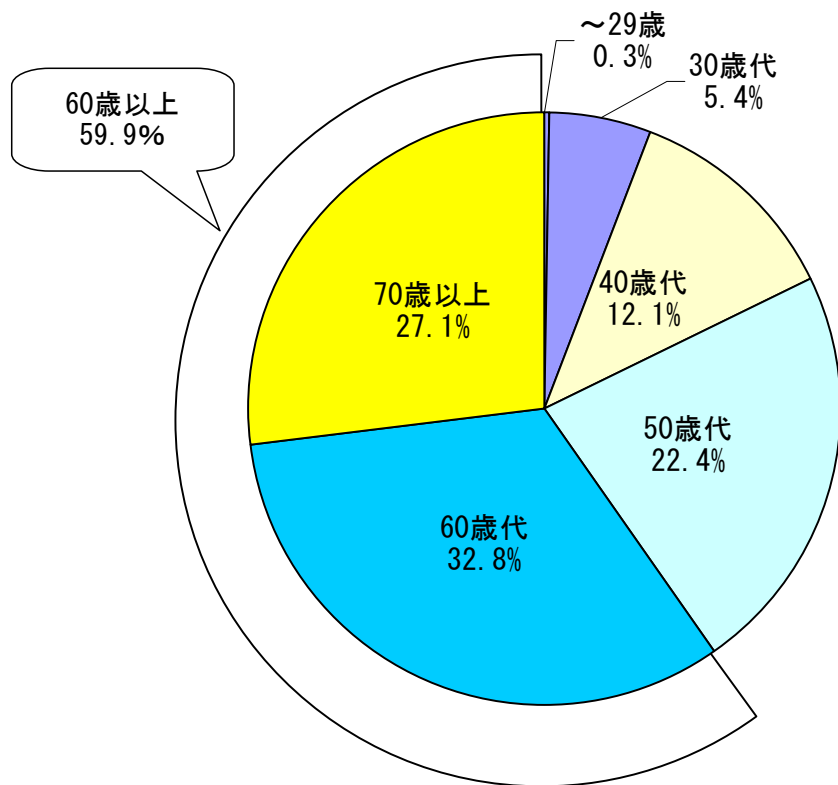


(注) ・「金融機関」は「生保・損保」「都銀・地銀等」「信託銀行」の合計
 ・三市場(東京・大阪・名古屋)合計で、調査の対象は資本金30億円以上の取引参加者
 ・2008年については、1月から7月第5週までの合計値

(出所) 東京証券取引所

(参考5) 年齢階級別金融資産残高の分布状況

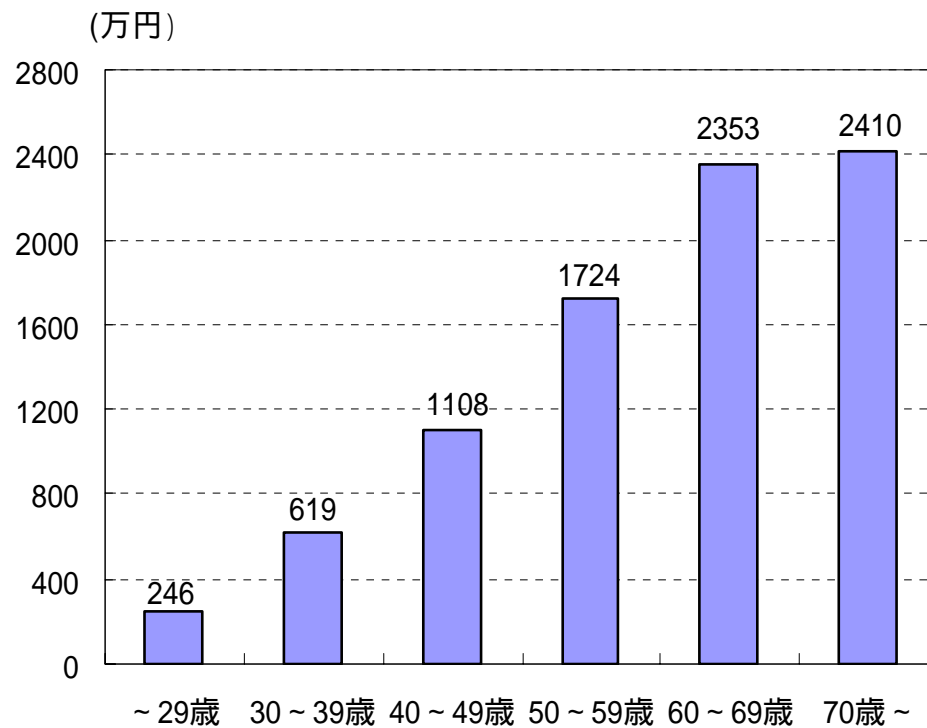
金融資産残高の約6割が60歳以上により保有



(2007年度末)

(参考6) 年齢階級別平均金融資産残高

年齢層が上昇するほど、金融資産残高が増加

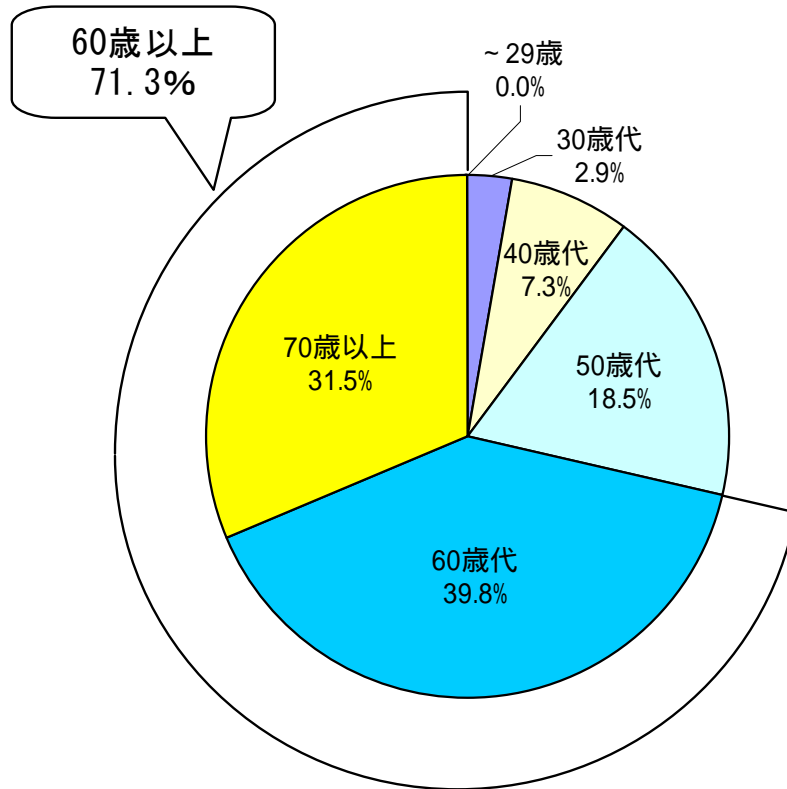


(2007年度末)

(出所) 総務省「家計調査」

(参考7) 年齢階級別株式・株式投資信託
保有残高の分布状況

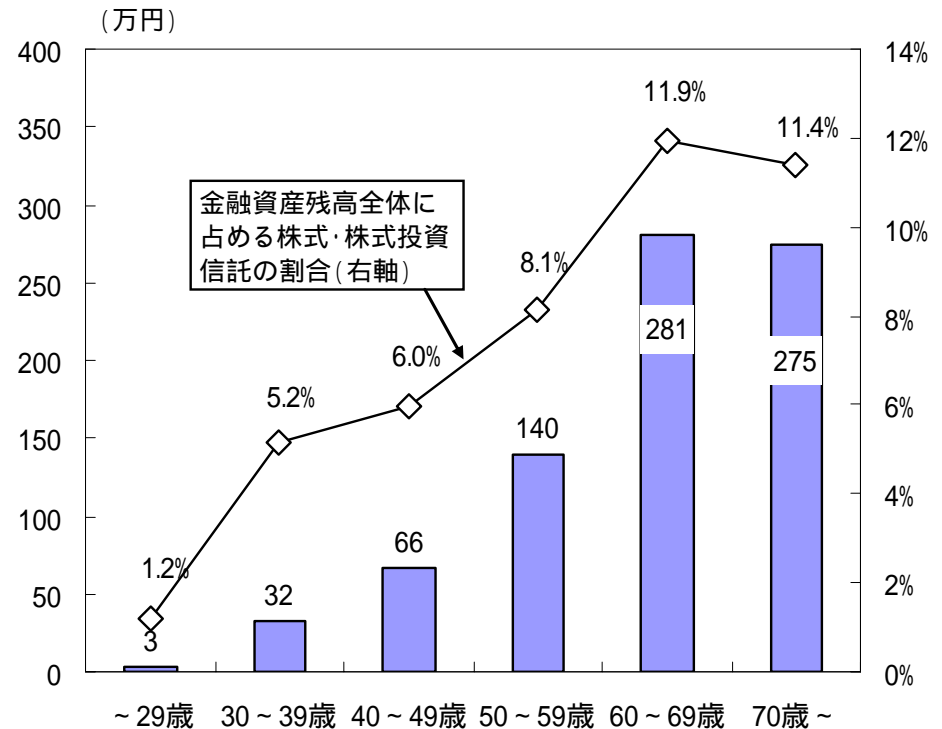
株式・株式投資信託保有残高の約7割が
60歳以上により保有



(2007年度末)

(参考8) 年齢階級別平均株式・株式投資信託
保有残高と金融資産に占める割合

若年層による株式・株式投資信託の保有は
少額で、かつ金融資産残高に占める割合も低い
年齢層が上昇するほど、株式・株式投資信託
保有額が多くなり、金融資産残高に占める割合
も上昇

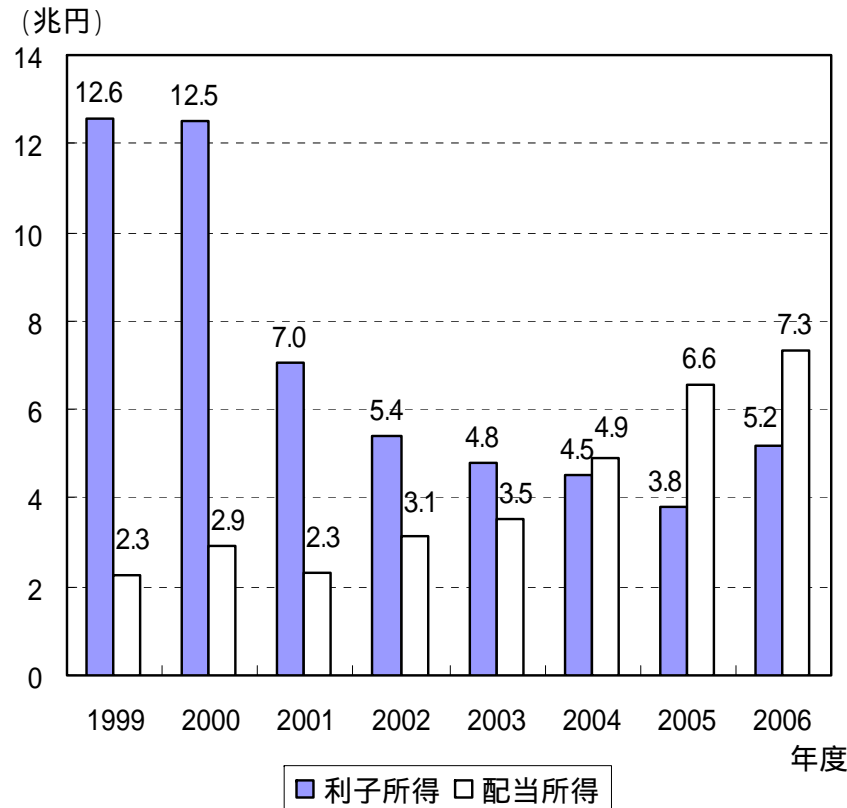


(2007年度末)

(出所) 総務省「家計調査」

(参考9) 家計の受取利子・配当所得

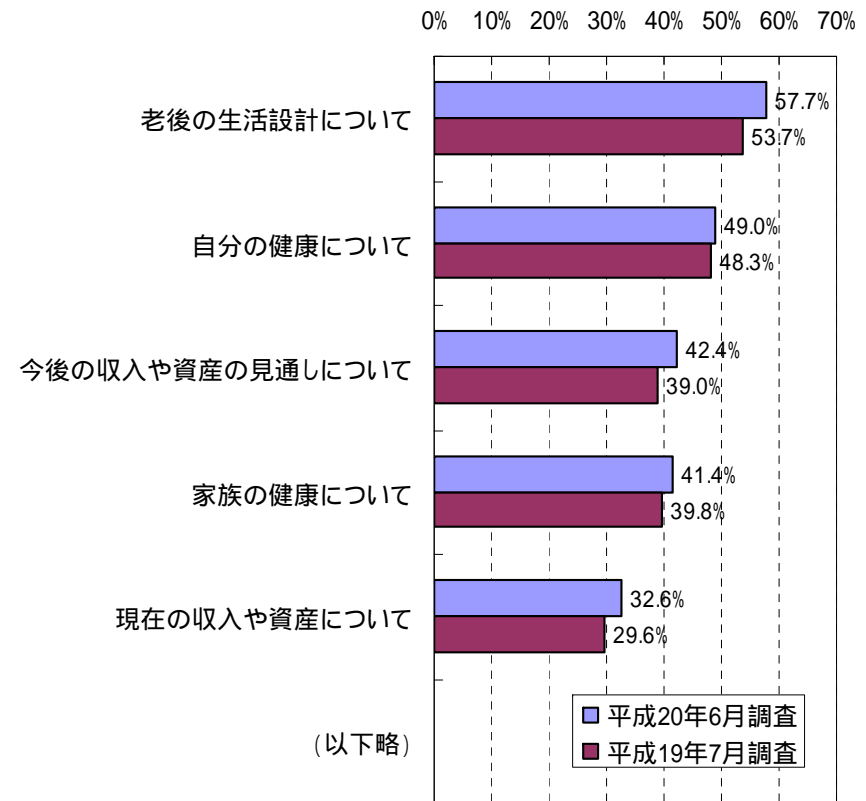
近年、家計の配当所得は増加し、
利子所得は減少する傾向



(出所) 内閣府「国民経済計算」

(参考10) 日常生活における悩みや不安の内容

老後の生活設計や、今後の収入や
資産の見通しについて、不安を感じて
いる



(出所) 内閣府「国民生活に関する世論調査」

(参考11)

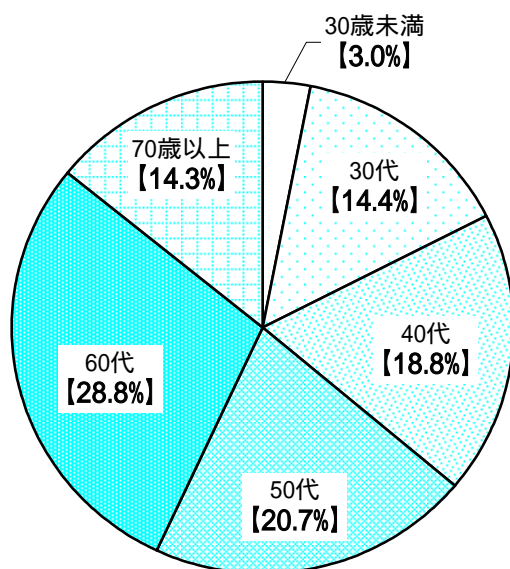
我が国の個人投資家の概況

(日本証券業協会 平成19年「個人投資家の証券投資に関する意識調査」())

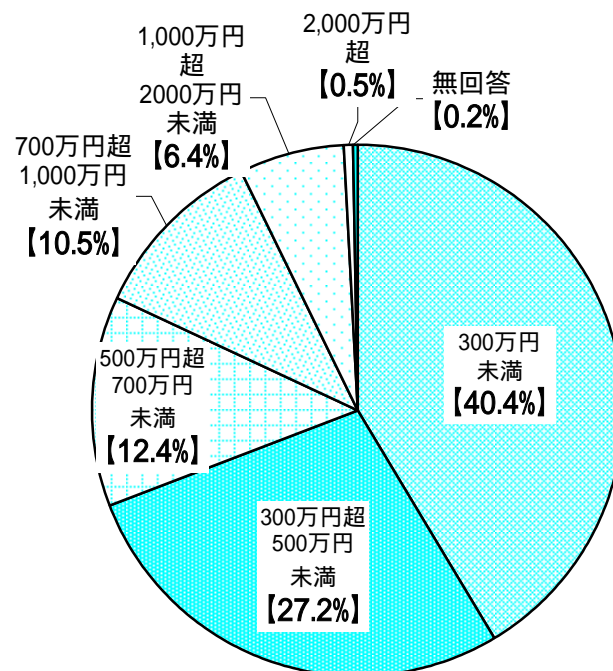
個人投資家の7割が年収500万円未満の中所得者

個人投資家の5割が給与所得者、3割が年金・恩給所得者

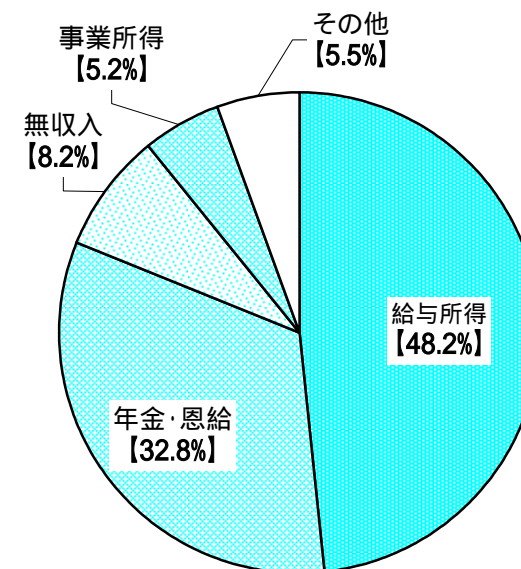
【個人投資家の年齢別構成比(人数)】



【個人投資家の年収別構成比(人数)】



【個人投資家の主な収入源】



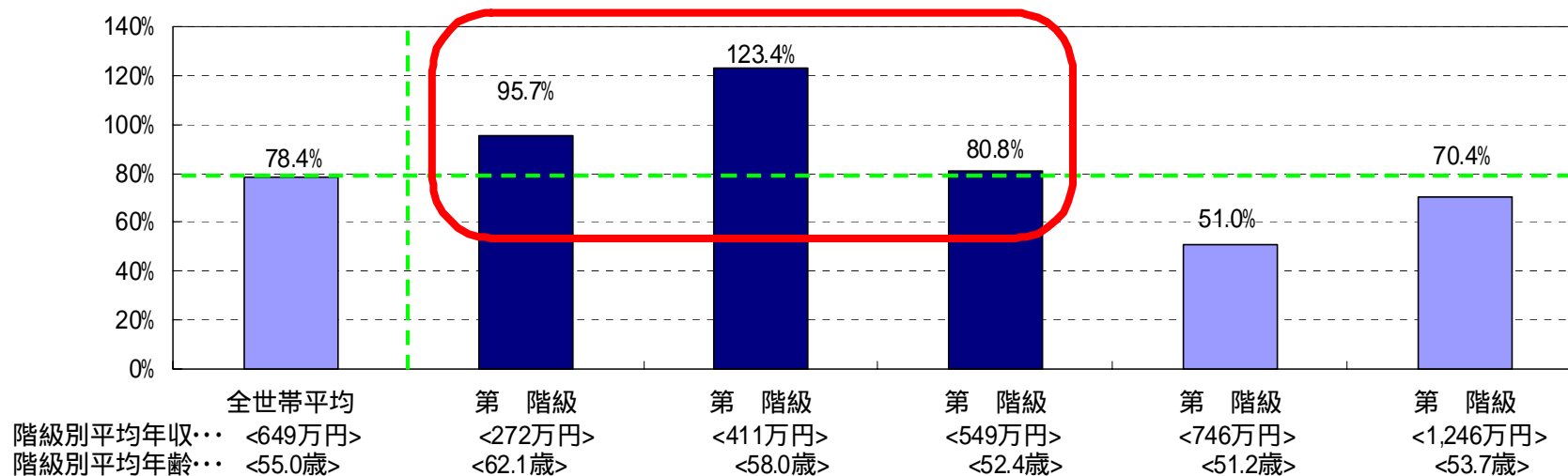
() 株式、投資信託、公社債を保有する個人投資家約1000人が回答。

(参考12)

軽減税率導入の前後で株式・株式投信の保有を増やしているのは高所得者層ではなく低・中所得者層

株式・株式投資信託(伸び率:2002年 2007年)

(出所)総務省「家計調査」



株式・株式投資信託(保有額:2002年 2007年)

(単位:万円)

暦年	全世帯平均 <649>	年間収入5分位階級別 (< > 内は階級毎の2007年における平均年収)				
		<272>	<411>	<549>	<746>	<1,246>
2002(H14)	102	47	77	78	104	203
2007(H19)	182	92	172	141	157	346

[備考] 2007年(平成19年)平均年収

第1階級 272万円、第2階級 411万円、第3階級 549万円、第4階級 746万円、第5階級 1,246万円、全世帯平均 649万円

2007年(平成19年)階級別年収区分

第1階級: ~ 350万円、第2階級: 350 ~ 476万円、第3階級: 476 ~ 634万円、第4階級: 634 ~ 881万円、第5階級: 881万円 ~

(注) 現行税率(10%)は2003年(平成15年)より開始(譲渡益は1月から、配当は4月から)。

二人以上の全世帯(農林漁業世帯を含む)が調査対象。2002年は6,822世帯、2007年は6,398世帯が調査対象。

株式・投資信託の保有額は時価。

(参考13) 英の「個人貯蓄口座」(ISA: Individual Savings Account) の概要

○導入目的・時期

- ・一般投資家の貯蓄の支援のため、1999年に導入。
- ・当初2009年までの10年間の予定、2007年改正で恒久化。

○概要 (08年4月～)

- ・口座の種類 : 現金口座 (cash ISA) と株式等口座 (stocks and shares ISA) の2種類
- ・年間預入上限額 : 7,200ポンド<約154万円>
(うち現金口座3,600ポンド<約77万円>)
- ・開設可能口座数 : 年間1口座 (現金と株式等に分ける場合には各々1つつ2口座)
- ・口座開設方法 : 歳入税関庁に承認された銀行等の口座管理者 (ISA manager) に開設。
- ・口座開設の制限 : 本人名・英居住者のみ。
現金口座は16歳以上、株式等口座は18歳以上の制限。
- ・投資対象 : 現金 (cash)、株式・債券 (stocks and shares、含投資信託)、
生命保険 (life insurance) の3種類
(具体的な提供商品は口座管理者に拠る)
- ・引出し : いつでも可 (引出し時までの非課税特典喪失せず)。
- ・引出後の再預入れ : 引出し後に再預入れをした場合、同再預入れ分は、別途上限額の
計算上カウントされる。
- ・口座の移管等 : 口座管理者に依頼し可能。死亡時に口座は終了。

○税制上の優遇措置

- ・ 同口座内で生じる配当、利子、キャピタルゲインが非課税（ただし、株式等口座にある現金に対する利子は20%の源泉徴収）。
- ・ 株式等口座のキャピタル・ロスは、口座外のキャピタルゲインと通算不可。

○現状

- ・ 年間申込口座数 : 1,471万口座（2007年度）
- ・ 年間預入金額 : 357億ポンド＜約7.6兆円＞（2007年度）
（一口座平均預入額2,426ポンド＜約51.9万円＞）
- ・ 預入総額の市場価値 : 2,078億ポンド＜約44.5兆円＞

（2007年10月時点）

（内訳） 株式等口座 801億ポンド＜約17.1兆円＞
（投信540億ポンド＜約11.6兆円＞、
株120億ポンド＜約2.6兆円＞）
現金口座 1,277億ポンド＜約27.3兆円＞

（注1） <>内は1ポンド=214円として計算（平成20年7月末時点）

（注2） 英国の実質GDPは、1兆2,473億ポンド＜約266.9兆円＞（2007年末時点）

（出典） 英歳入税関庁ホームページ

(参考14)

英国における株式等投資優遇制度

	期 間	投資対象	非課税 対象	年間拠出 限度額	残高 限度額	投資残高 (市場価値)
						口座数
個人貯蓄口座 (ISA; Individual Savings Accounts)	1999年～	預金、株式・ 債券、 生命保険	利子、配当、 キャピタルゲ イン	7,200 ￡ (約154万円) うち、預金口座 は3,600 ￡ (約77万円)	なし	2,078億 ￡ (約44.5兆円) 〔07年10月〕 ----- 1471万口座 〔07年度〕
個人株式プラン (PEP; Personal Equity Plan)	1987年～ 1999年	株式、社債	利子、配当、 キャピタルゲ イン	6,000 ￡ (約128万円)	なし	919億 ￡ (約19.7兆円) 〔99年4月〕 ----- 409万人 (98年の 利用者数) 〔99年4月〕
免税特別 貯蓄口座 (TESSA; Tax-exempt Special Savings Accounts)	1991年～ 1999年	預金	利子	初年度 3,000 ￡ (約64万円) 翌年度以降 1,800 ￡ (約39万円)	9,000 ￡ (約193 万円)	302億 ￡ (約6.5兆円) 〔99年3月〕 ----- 556万口座 〔99年3月〕

(注) 円換算レートは、1ポンド = 214円として計算(2008年7月末時点)

(参考15)

個人貯蓄口座 (ISA) の預入総額の推移

(1999年4月時点)

個人株式プラン (PEP)	
投資額 (市場価値)	919.2億 £
利用者数	409万人

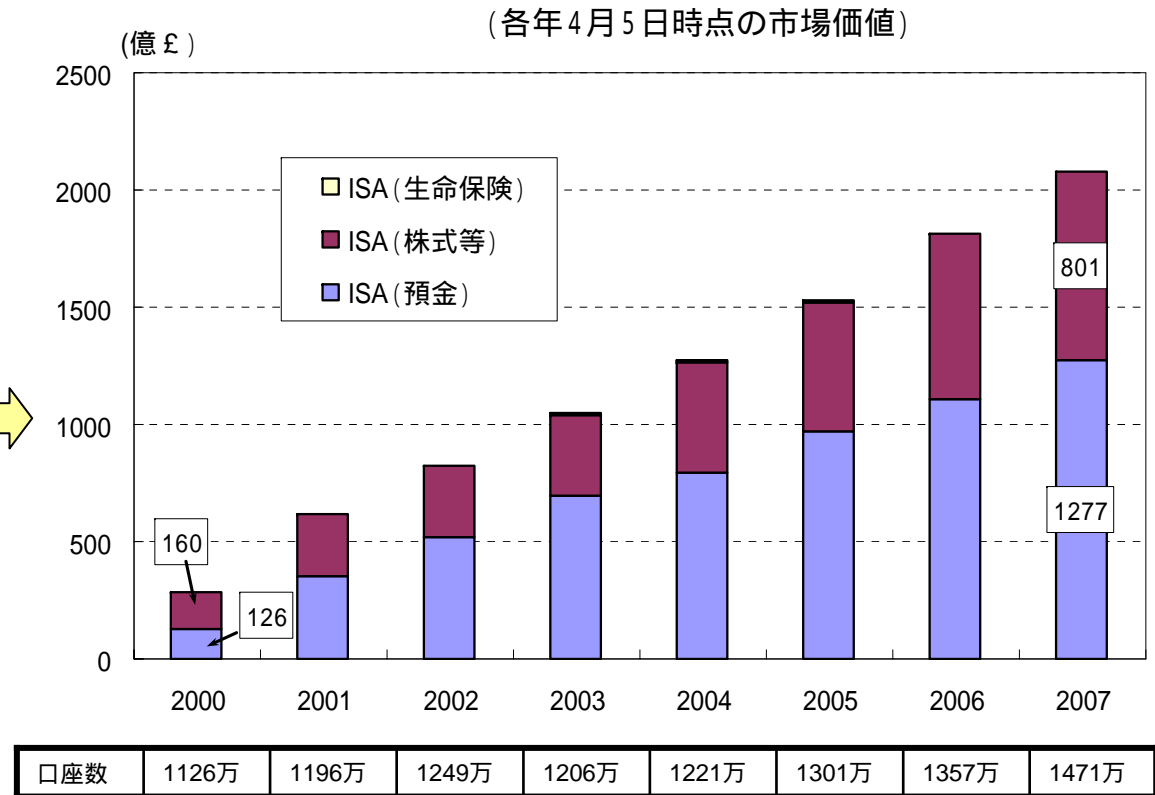
(注) 1987年に導入。

1999年4月に新規申し込みを停止、ISAを創設

(1999年3月時点)

免税特別貯蓄口座 (TESSA)	
投資額 (市場価値)	302.4億 £
口座数	556万

個人貯蓄口座 (ISA) の預入総額の推移



(注) 1991年に導入。2003年度末に残存口座が消失。

(注1) 生命保険のISAは、2000年から2005年まで、それぞれ0.6億、1.5億、2.8億、4.5億、6.4億、8.2億 £。2005年に株式・債券のISAと統合。

(注2) 上記のほか、個人株式プラン (PEP) の2005年度利用者数は約340万人、2007年度の投資残高 (市場価値) は793億 £ となり、残高は同年度の個人貯蓄口座 (ISA) (株式等) に匹敵する水準となっている。

金融・資本市場の公正性・透明性確保に係る取組み

平成12年 5月 金融商品販売法の制定、証券取引法及び金融先物取引法の一部改正

- 金融商品販売業者の説明責任の明確化、説明義務違反の場合の損害賠償責任（立証責任の転換）
- 証券取引所の株式会社化（最低資本制度、業務範囲の制限及び監督の充実、自主規制機能の明確化等）

平成16年 6月 証券取引法等の一部改正

- 課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大

平成16年12月 金融先物取引法の一部改正

- 外国為替証拠金取引業者等について登録制を導入

平成17年 6月 証券取引法の一部改正

- 公開買付規制の適用範囲の見直し、上場会社の親会社に対する情報開示の義務付け

平成18年 6月 金融商品取引法

- 上場会社における四半期開示制度の法定化、公開買付制度の見直し、財務報告に係る内部統制の強化
- 取引所の自主規制機能（上場審査・売買審査等）の強化
- ディスクロージャー及び不公正取引に係る罰則の引上げ、「見せ玉」に対する課徴金・罰則の拡大
- 顧客説明責任の強化（書面交付義務）

平成20年 6月 金融商品取引法の一部改正

- 課徴金制度の見直し（現行の課徴金の金額水準の引上げ、課徴金の対象範囲の見直し、課徴金の加算・減算制度の導入、除斥期間の延長）

※ 平成19事務年度の証券取引等監視委員会による犯則事件の告発・勧告は、69件であり、平成11事務年度の約1.6倍（44件→69件）となっている。

(参考17)

証券市場の公正性・透明性向上に向けた関係者の取り組み

日本証券業協会

(平成18年以降の主な対応)

<投資家に対する証券会社のチェック機能の発揮>

- 売買管理体制に係る自主規制規則の制定
- 上場会社役員のデータベースの構築に向けた対応
- インサイダー取引防止に向けた内部管理態勢等の検討

<市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持>

- 倫理コードモデルの制定
- 「行動規範委員会」の設置
- 協会員やその役職員に対する処分強化の検討

<発行体に対する証券会社のチェック機能の発揮>

- 引受審査ルールの充実・強化（自主規制規則改正）
- 私募CBの引受け等の適正化（自主規制規則化）

<市場仲介者としてのオペレーションの信頼性向上>

- 注文管理体制に係る自主規制規則の制定
- 誤発注取引が発生した場合の約定取消しのルール化（証券取引所に要請）

東京証券取引所

- TDnet(適時開示情報伝達システム)稼動（平成10年）
→ 電子開示により、公正・迅速・広範な開示を実現

- 「四半期財務情報の開示に関するアクション・プログラム」公表（平成14年）

- 「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」公表（平成16年）
→ 株主の権利、株主の平等性、情報開示と透明性など、5つの事項を公表

- 上場会社に対し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出義務付け、東証HPにて公表（平成18年）

- 「上場制度総合整備プログラム」公表（平成18年）
～ 以下、同プログラム等に沿った取り組み ～

- ・ 株式分割等の実施に係る配慮義務、望ましい投資単位の水準に関する規則の見直し（平成18年）
- ・ 「コーポレート・ガバナンス白書2007」公表（平成19年）
- ・ 「企業行動規範」制定（平成19年）
- ・ 東京証券取引所自主規制法人、業務開始（平成19年）

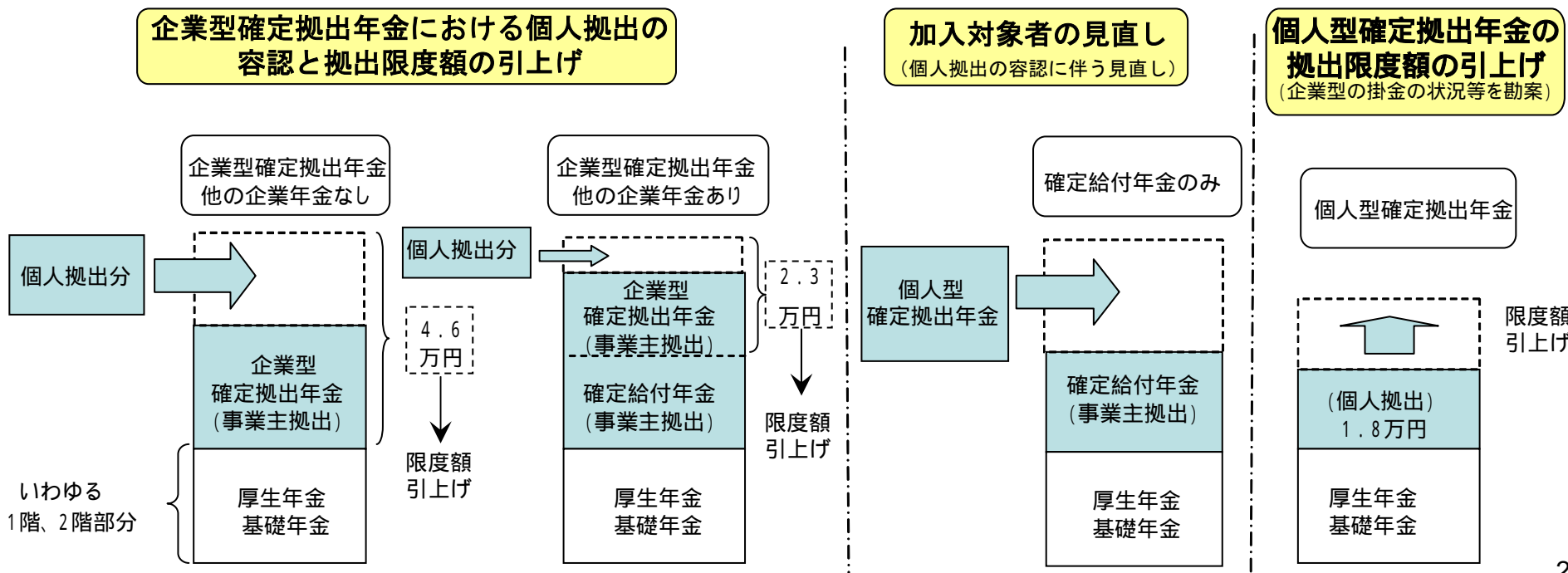
確定拠出年金(401k)制度の充実

確定拠出年金制度の充実を通じ、「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」を促進

【現行制度の問題点】
 確定拠出年金制度には、企業型と個人型がある。現在、企業型年金においては、個人拠出が認められていないなどの制約がある。



【要望事項】 確定拠出年金について、以下の点を認めること
 企業型確定拠出年金における個人拠出の容認
 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直し
 企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ



経済財政改革の基本方針2008(抄)

(平成20年6月27日 閣議決定)

第2章 成長力の強化

1. 経済成長戦略

グローバル戦略

国際競争力ある成長分野の創出

- ・ 「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」の両方に資することから、企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入等について検討し、平成20年内に結論を得る。

第4章 国民本位の行財政改革

4. 税体系の抜本的な改革に向けて(税制改革の重点事項)

(2) 世代間・世代内の公平の確保

- ・ 老後の資産形成に資するよう、企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入等について検討する。

平成20年度税制改正大綱(抄)

(平成19年12月13日 自由民主党・公明党)

第四 検討事項

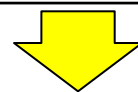
- 5 少子・長寿化が進展する中、年金制度の一環である確定拠出年金について、その制度改革の議論や公的年金制度改革の動向等を見極めつつ、老後を保障する公的年金と自助努力による私的資産形成の状況、企業年金における拠出の実態、各種企業年金制度間のバランス、貯蓄商品に対する課税との関連等に留意して、その課税のあり方について必要な検討を行う。

◆ 金融商品間の損益通算の範囲拡大

投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備し、「貯蓄から投資へ」の流れを促進

【現行制度の問題点】

金融商品間の損益通算においては、上場株式等の譲渡損失と配当との間に限られており、リスク資産の損失が十分な配慮を受けていない。




【要望事項】

預金・債券等の利子所得及び先物取引に係る雑所得について、損益通算の範囲を拡大すること

(参考) 金融商品間の損益通算の範囲(現状)

	インカムゲイン	キャピタルゲイン
上場株式・公募株式投信	配当	譲渡所得
預金・公社債投信・債券	利子	非課税
先物取引(取引所取引)	雑(分離)	

 損益通算が可能(20年度税制改正において措置)

平成20年度税制改正大綱(抄)

(平成19年12月13日 自由民主党・公明党)

第四 検討事項

- 6 金融所得の課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の譲渡所得と配当所得との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。

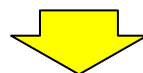
2. 内外投資活動の推進のための環境整備

組合理投資ファンド課税(1号PE)の見直し

対日投資に係る課税関係を明確化 我が国の資産運用業の発展を通じて市場競争力を強化

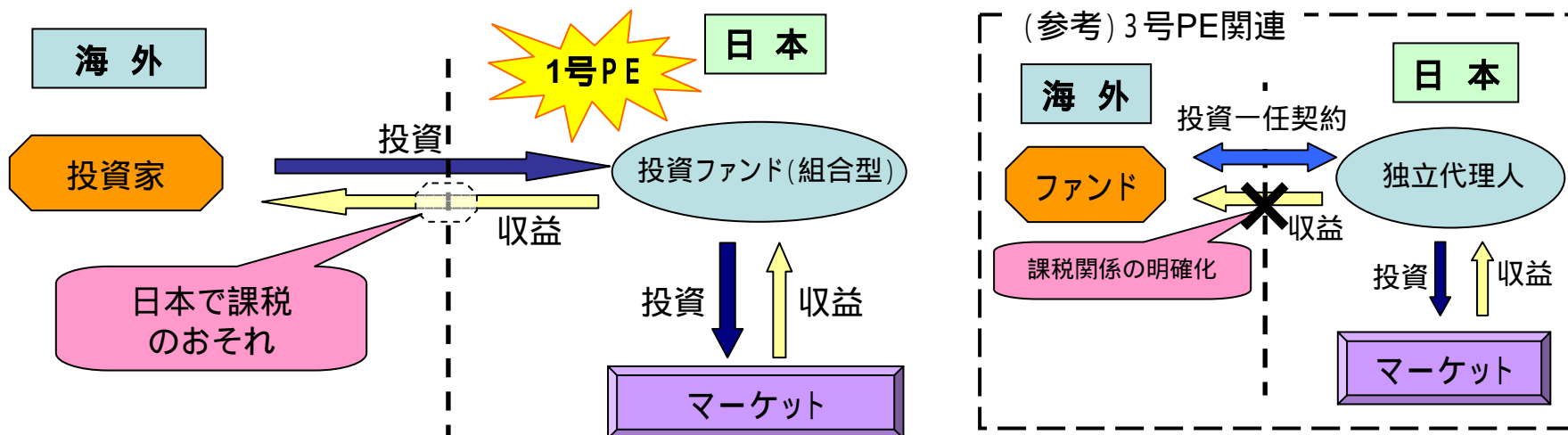
【現行制度の問題点】

海外の投資家が、我が国で組成された組合理投資ファンドを通じて投資活動を行う場合、国内の業務執行組合員（資産運用業者）と共同事業を行っているとして、恒久的施設（いわゆる1号PE）を有するとみなされ、我が国で申告・納税義務を負うことになるおそれ（PEリスク）。



【要望事項】

海外の投資家が国内の組合理投資ファンドに出資を行っている場合であっても、当該投資家が我が国において1号PEを有するとされない措置を行うこと。



(注) 1号PE:「支店、工場その他事業を行う一定の場所」

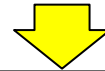
3号PE:「代理人等(自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者)」

* 20年度税制改正により、独立代理人は3号PEから除外。

3. その他

◆ 生命保険料控除制度等の見直し

少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的な見直しを行う



【要望事項】

以下の控除制度を導入すること

現行制度

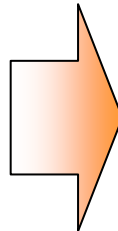
改正要望

生命保険料控除
(遺族保障)
(医療保障)
(介護保障)

個人年金保険料控除
(老後保障)

※所得控除限度額
国 5万円
地方 3.5万円

※所得控除限度額
国 5万円
地方 3.5万円



制度全体の所得控除限度額

複合化商品
一定の
控除額上限

遺族保障
一定の
控除額上限

医療保障
一定の
控除額上限

介護保障
一定の
控除額上限

老後保障
一定の
控除額上限

《制度概要》

- 「遺族」「医療」「介護」「老後」の4つの保障区分を設け、主契約の保障内容により、各保障区分への類別を判定する。
- 各保障区分に控除額上限を設ける。なお、主契約を遺族保障として、これに医療保障等が付加された契約は「複合化商品」として「遺族保障」に上乘せした控除上限を設ける。
- さらに、制度全体の所得控除限度額も設ける。

平成20年度税制改正大綱(抄)
(平成19年12月13日 自由民主党・公明党)

第四 検討事項

- 4 少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的な見直しを行う。

[その他の要望事項]

上場株式等の特定口座への預け入れに係る所要の税制措置
特定口座年間取引報告書等について電子交付書類のプリントアウト版を確定申告書の添付書類として認めること

上場会社等による自己株式の公開買付けに係るみなし配当課税の免除措置の延長

ETFの多様化に伴う所要の税制措置

非居住者等が受け取る振替社債等の利子の非課税化

国外公社債の利子等の源泉徴収不適用申告書に係る手続の簡素化

租税条約に関する手続の簡素化

生命保険料控除の対象契約として少額短期保険業者と締結した保険契約を追加

死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ

損害保険会社の積立勘定から支払われる利子を負債利子から除外する措置の延長

保険会社に係る法人事業税の現行課税方式の維持

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の引上げなど

協同組織金融機関に係る貸倒引当金の特例制度の適用期限の延長

特定目的会社等に係る導管性要件の見直し

会計基準の国際的コンバージェンス(次頁参照)等に関する所要の税制措置

信託期間中に委託者兼受益者に相続、合併、分割が発生した場合の信託終了時の不動産取得税の非課税措置

投資法人・特定目的会社等が不動産を取得した場合の不動産取得税の軽減措置の延長

破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長

破綻保険会社等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長

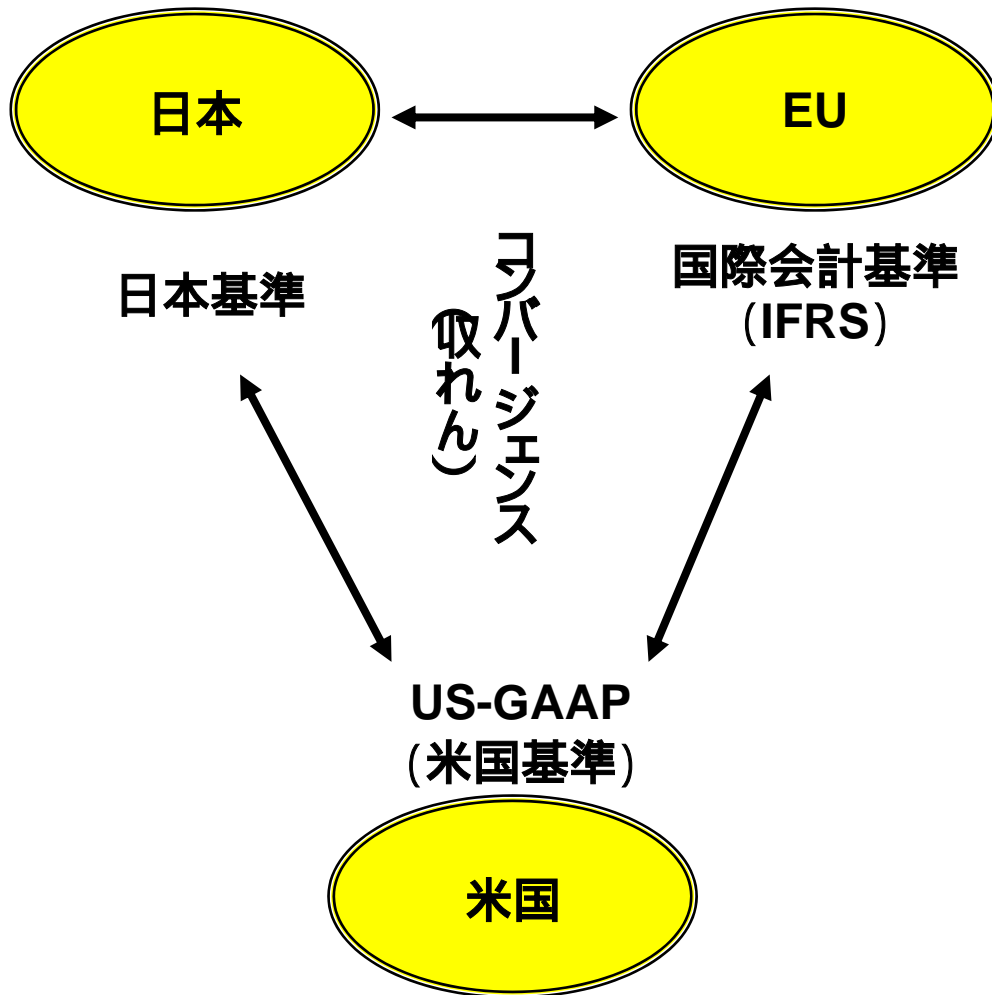
承継銀行に係る課税標準の特例措置の延長

協定銀行に係る課税標準の特例措置の延長

銀行等保有株式取得機構に係る課税標準の特例措置の延長

(参考18)

会計の国際的収れん(コンバージェンス)



国際的に高品質な会計基準への収れん(コンバージェンス)

金融資本市場のグローバル化
財務諸表の国際的比較
可能性の確保・向上
日本の金融資本市場の魅力・国際
競争力の向上

EUによる同等性評価

“昨年8月の東京合意 に基づき策定された工程表どおりにコンバージェンスが実現すれば”同等であるとの規則案が今年6月にECからEU議会に提案。

東京合意(昨年8月)
2008年中: EUの同等性評価に関する重要な差異の解消
2011年6月まで: その他の差異の解消



官民あげて工程表どおりにコンバージェンスを実現することが重要